

催し

ワークライフバランスに
つなげよう おうち時間を
楽しむ冬の薬膳

▼日時 2月6日(土)午前10時～
正午。

▼会場 男女共同参画推進センター
「アコール」(明保野町)。

▼内容 熊倉淑乃さん(カラー薬膳研究家)による、薬膳を通して食を学び、健康・生活・仕事のバランスをとって生きていくことを考える講座。

▼対象 市内在住か通勤通学者。

▼定員 先着25人。

▼申込方法 申し込みフォームに必要事項を入力するか、電話で、アコール☎(636)4075へ。



▲申し込みフォーム URL1

▼その他 1歳未満就学児の無料託児あり(先着8人)。希望者は、申し込み時に住所・子どもの氏名・性別・年齢を書き、アコールへ。

まちづくり始めませんか
まちぴあNPO講座

1 市民活動助成金説明会

▼日時 1月26日(火)午後6時30分～8時。

1025644

大谷地区を 景観形成重点地区等に指定しました

大谷地区で、地域の個性や特色を守るとともに、観光拠点としての魅力を高め、市民が愛着を持って暮らしていける景観を保全・創出するため、景観形成重点地区と広告物景観形成地区を指定しました。

■区域

▼景観形成重点地区 大谷町、田下町の各一部。

▼広告物景観形成地区 岩原町、大谷町、駒生町、宝木町2丁目、田下町、田野町の各一部。

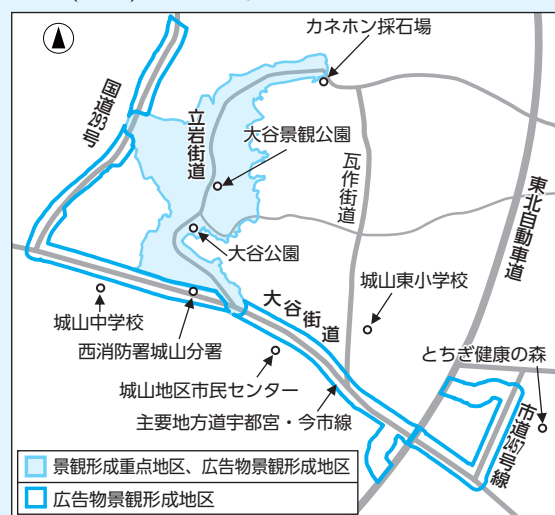
■対象行為

▼2月1日以降に工事に着手する次のいずれかに該当するもの。

- ①建築物と工作物の新築・改築など。
- ②建築物および工作物の外観の2分の1を超える範囲を変更することとなる修繕もしくは模様替えなど。
- ③1haを超える都市計画法で規定する開発行為。

▼1月1日以降に設置・表示する屋外広告物(敷地内の表示面積が5㎡以内のものを除く)。

■その他 届け出や基準など、詳しくは、市庁舎を閲覧になるか、景観みどり課(市役所11階)☎(632)2568へ。



お知らせ

都市計画の素案を 自由に見ることができます

■都市計画の素案 高度利用地区の変更および市街地再開発事業の決定(宇都宮駅西口南地区第一種市街地再開発事業)。

■縦覧

▼縦覧期間 1月5～19日(土・日曜日、祝休日を除く)。

▼縦覧場所 都市計画課(市役所11階)。

■公聴会

▼日時 2月3日(水)午後3時～。

▼会場 市役所14階A会議室。

■その他 素案に意見がある人は、市長宛てに意見申出書を提出することができます。縦覧期間中に、直接または送付で、〒320-8540市役所都市計画課へ。なお、公聴会で公述人となる意思の有無を併せて明記してください。公述希望者がいない場合、公聴会は開催しません。

問 都市計画課 ☎(632)2565

1025334 マイナンバーカード申請用 写真撮影サービスを実施中

マイナンバーカードの申請には、申請者本人の顔写真を用意する必要があります。顔写真の準備がなくても申請できるよう、市民課窓口にて無料で顔写真を撮影す

冬季限定のライトアップ

バンブー ウィンター ライツ
Bamboo Winter Lights 2020

- ▼日時 2月28日までの毎週金・土・日曜日、祝休日。日没～午後8時。
- ▼会場 若竹の杜 若山農場 (宝木本町)。
- ▼内容 「光の恩返し」をテーマに、夜景評論家や竹あかりアーティストら監修のもと、美しく幻想的な光と音を取り入れた空間演出を行います。
- ▼費用 13歳以上=1,500円、4～12歳=750円、3歳以下=無料 (入場料)。
- 問 観光交流課 ☎ (632) 2437、若山農場 ☎ (665) 1417



1月5日から受付開始

フェスタmy 宇都宮2021

1011773

- 日時 5月16日(日) 午前10時～午後2時。
- 会場 ①宇都宮城址公園②オリオンスクエア。
- 対象 主に市内で活動し、イベントの趣旨を理解する市民・団体・企業。販売については、日頃の活動のPRを必ず行い、価格を安くするなど、市民へ還元する内容にすること。
- 申込期間 1月5～22日。
- 申込方法 市HPの申し込みフォームに必要事項を入力するか、市民憲章推進協議会(市役所10階・みんなでまちづくり課内)、各区・団・運などに置いてある募集要領の申込用紙(市HPからも取り出し可)に必要事項を書き、郵送またはファクス・Eメールで、〒320-8540市民憲章推進協議会 ☎ (632) 2886、FAX (632) 3268、✉ u2207@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。

区分	定員	参加負担金(※)
屋台村(宇都宮城址公園のみ) 展示・模擬店など	①抽選50枠 ▼市民活動団体=35枠 ▼企業・商店=15枠	▼販売行為なし 500円 ▼販売行為あり 企業・商店など=7,000円、市民活動団体など=2,000円
ステージ 踊りや演奏・演武などの発表 (音響設備は実行委員会でご用意)	①②各抽選10枠	▼参加人数 5人まで=500円、10人まで=1,000円、最高20人まで=1,500円
子どもの広場 体を動かす遊び、昔ながらの遊びなど、子どもたちの遊び体験を企画	①抽選10枠	▼子どもの遊びを提供できる市民活動団体など=500円(販売行為=2,000円)

※電気の使用や追加備品借用について、別途使用料が必要です。

広告・協賛を募集

No.	広告媒体物名	作製 予定数	単価(1口)		
			作製数・規格	金額	
1	事前PRパンフレット	3,500枚 5,000枚 7,500枚	18.5×6.5cm	5万円	
				7万円	
				10万円	
2	当日案内 パンフレット	8,000枚	前面6.5×7.5cm	7万円	
			裏面18×8cm	10万円	
3	宇都宮城址公園ステージ	看板 パネル	各1枚	400×80cm	10万円
	オリオンスクエアステージ			180×90cm	3万円
4	事業協賛			1口1万円～	

- 物品協賛 当日参加者へお配りする物品などの提供を募集します。
- 特典
- ▼当日案内パンフレットやステージ近くの看板に団体名を掲載。
- ▼3万円以上の賛助団体が出展する場合、2月26日までに参加を申し込めば無料で出店スペースを提供。
- 申込方法 ファクスまたはEメールで、宇都宮市民憲章推進協議会 FAX (632) 3268、✉ u2207@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。

- るサービスを行っています。
- ▼日時 平日、午前8時30分～午後7時。
- ▼受付場所 市民課(市役所1階)。
- ▼対象 初めてマイナンバーカードを申請する人。
- ▼必要書類 運転免許証やパスポート、健康保険証などの本人確認書類2点。
- ▼その他 詳しくは、市HPをご覧ください

点検などのため、ほとんどの業務を休止します。ご理解・ご協力をお願いします。

1006293

バンバ出張所・
パスポートセンターの
業務を休止します

バンバ区・パスポートセンター(馬場通り4丁目・うつのみや表参道スクエア5階)は、電気設備

宝くじ助成金で
各種備品を整備しました

針ヶ谷上坪自治会では、コミュニ

ニティーの健全な発展を図るため、自治総合センターが実施する宝くじの助成を受け、コミュニティー活動に必要な集会施設や備品を整備しました。整備した集会所、複写機・椅子・机などの備品を活用し、コミュニティー活動に広く役立てていきます。

900

問 みんなでまちづくり課 ☎ (632) 2

皆さんの意見を市政に **パブリックコメント**を募集します

ID 1009815

皆さんの意見を計画に反映させるため、素案を公表し、意見を募集します。

▼公表方法 各意見提出先の他、行政情報センター（市役所1階）、市⑨、各区・⑩・⑪・⑫・市民活動センター

で閲覧できます。

▼意見提出方法 直接または送付・ファクス・Eメール（意見・住所・氏名・電話番号・年齢を明記）で、各意見提出先へ。

	第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画	第9次市高齢者保健福祉計画・第8期市介護保険事業計画
概要	障がい児者の身近な地域で暮らしを支援する障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、地域生活支援事業等の提供体制を確保するためのもの	高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせる社会の実現に向け、高齢者の健康づくりや介護サービス提供基盤の整備などの施策・事業を推進するためのもの
公表・意見募集期限	1月29日まで	1月29日まで
意見提出先	〒320-8540 市役所障がい福祉課（市役所1階） ☎(632) 2673、FAX(636) 0398 ✉u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp 〒320-0851 鶴田町970-1 子ども発達センター ☎(647) 4721、FAX(647) 4715 ✉u19040500@city.utsunomiya.tochigi.jp	〒320-8540 市役所高齢福祉課（市役所2階） ☎(632) 2904、FAX(632) 3040 ✉u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp

混雑の回避にもつながります

自宅などで行政手続きができる **電子申請が始まります**

ID 1025807

本市では、マイナンバーカードを活用して、「マイナポータル」による電子申請のサービスを開始します。これまで、市役所や地区市民センターに出向く必要のあった行政手続きがご自宅のパソコンやスマートフォンからも可能になります。右の対象手続きで、2月1日から、順次、電子申請のサービスを開始します。ぜひマイナンバーカードを取得して簡単で便利な電子申請をご活用ください。

■電子申請の流れ



マイナポータルへアクセス
お住まいの地域を選んで検索



書類の添付は
写真画像でも
OK

マイナンバー
カードを使っ
て申請



▲マイナポータル
ぴったりサー
ビス⑬URL

詳しくは、マイナポータルぴったりサービス⑬URLをご覧ください。

■マイナポータルを利用した電子申請の注意事項

▼利用には、マイナンバーカードが必要です。なお、カードに電子証明書の搭載をしていることが必要となります。

▼マイナポータルでの申請は、マイナンバーカードに登録した署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要となります。

▼マイナンバーカードに対応するICカードリーダを備えたパソコンまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

■対象手続き

▼2月1日から電子申請ができる業務

児童手当に関する手続き 子ども家庭課☎(632) 2387	
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	受給事由消滅の届け出
児童手当等に係る寄附の申し出	児童手当等に係る寄附変更等の申し出
未支払の児童手当等の請求	
介護保険に関する手続き 高齢福祉課☎(632) 8989	
要介護・要支援認定の申請	要介護・要支援更新認定の申請
要介護・要支援状態区分変更認定の申請	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届け出
介護保険負担割合証の再交付申請	被保険者証の再交付申請
高額介護（予防）サービス費の支給申請	介護保険負担限度額認定申請
居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
住所移転後の要介護・要支援認定申請	

■現在準備中の手続き（開始時期は改めてお知らせします）

児童手当に関する手続き 子ども家庭課☎(632) 2387	
児童手当等の現況届	
保育に関する手続き 保育課☎(632) 2393	
支給認定の申請	保育施設等の利用申し込み

⑭マイナポータルの利用＝経営管理課☎(632) 2036、マイナンバーカードの申請＝市民課☎(632) 5266、マイナンバーカードの電子証明書＝市民課☎(632) 2265